

倉吉市農地等利用最適化 推進施策に関する意見書

令和7年11月

倉吉市農業委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化による担い手不足、遊休農地の増加、農業用施設の老朽化等地域の農業生産基盤が脅かされています。

また、世界的な人口増、食糧情勢の変化に伴う国内食料安全保障上のリスクの高まり、米をはじめとした農産物の価格変動、燃料や農業資材の価格高騰、気候変動による異常気象の頻発化など農業・農村を維持・発展させていく上で、数多くの課題に直面しております。

そのような中、国は改正基本法に基づき、今年4月に「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるよう様々な目標が示されたところです。

私たち農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めながら、公平・公正性の確保に向け適正な農地行政に努め、本市農業・農村の振興・発展を図るべく、日々活動しています。

このたび、本市農業者の代表機関として、本市農業の課題等についての意見をとりまとめましたので、今後の施策立案や令和8年度予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、意見を提出します。

令和7(2025)年11月17日

倉吉市長 広田 一 恭 様

倉吉市農業委員会

会長 山 脇 優



① 地域計画の定期的な見直し

本市では今年3月に市内10地区の「地域計画」が策定されたところですが、この地域計画は、本市農業を将来に向けて継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代に引き継いでいくことが目的となっており、一度作って終わりではなく、毎年、ブラッシュアップしていくことが重要です。

また、地域計画には目標地図が添付されていますが、県営では場整備された灘手土地改良区や久米ヶ原土地改良区管内の畑地、梨を中心とした果樹団地等において、担い手農家が作付する農地が図示できておらず、目標地図に反映されていない状況にあります。

今後、地域計画の実現性を確認しつつ、少なくとも年1回は、必要に応じて見直し作業を進めていただきたいと思います。

② 倉吉市農業基本計画の見直し

「倉吉市農業基本計画」は平成27年に改訂され10年経過しましたが、その間見直しが行われておらず、平成27年以降、鳥取県中部地震の発生、元号も変わり、新型コロナウイルス、「食料・農業・農村基本法」の改正、令和の米騒動等取り巻く環境もめまぐるしく変化しているなかで、農業者数、農家数も大幅に減少しています。

こうしたなか、倉吉市農林業振興・食に関する条例（平成21年倉吉市条例第20号）第6条の規定に基づく「倉吉市農業基本計画」について、第12次倉吉市総合計画（後期計画）と一体的な推進を図るべく、早急に改訂等を行うことが必要です。

③ 麦・大豆の生産振興対策

経営安定対策において戦略作物に位置づけられる麦・大豆の生産は倉吉市農業再生協議会の資料によると、今年度作付面積が大幅に減少する見込みです。（下表参照）

	令和6年度	令和7年度（見込）	減少率
麦（二条大麦）	29.1 ha	14.0 ha	▲51.9%
大豆	142.6 ha	116.8 ha	▲18.1%

（令和7年度倉吉市農業再生協議会第1回総会資料より）

麦・大豆は需要拡大に向けて実需者の求める高品質かつ安定的な生産が重要となりますが、近年、麦では赤かび病の発生、大豆では収量及び品質低下等が懸念され、いずれも品種更新（麦：しゅんれい→はるさやか、大豆：サチユタカ→はれごころ）が予定・検討されています。

品種の切替は、生産上大きなリスクを伴うことから、生産振興にあたり種子代相当額の助成を行うなど、積極的な支援が必要と考えます。

④ 大型農業機械が稼働可能な大区画化、老朽化した水利施設等更新

中山間地域や高規格道路整備により分断された小区画、不整形等生産条件の不利な農地では、大型農機の稼働が難しいため、遊休化しやすい現状にあり、ほ場条件の改善につなげる各種事業の積極的な活用を図り、さらに大区画化が可能な地域については、大区画化等加速化支援事業（国概算要求）の活用等により大区画化に向けた取組を積極的に進めていただくようお願いします。

また、老朽化した水利施設の更新・再整備を進め、大区画化と合わせ、生産効率を高める取組を着実に実施していただくようお願いします。

⑤ 有害鳥獣対策

有害鳥獣については、これまでも様々な対策を講じられていますが、イノシシ・シカの捕獲頭数は減少どころか増加傾向にあり、一向に減少する気配はありません。

有害鳥獣による農作物被害は、農業者の生産意欲を大きく減退させ、耕作放棄や離農を招き、特に中山間地域において深刻な影響を与えており、これらに対し、従来からの有害鳥獣対策をさらに強化し、関係予算の拡充を図ることはもとより、有害鳥獣捕獲従事者の養成を早急に行い、個体数を確実に減少させることが必要となっています。

⑥ 新規参入の促進について

本市においては、従来より担い手確保対策を実施してきたことにより、一定数の新規就農者を確保してきましたが、その多くはスイカを中心とした園芸品目に偏っており、米麦大豆などの土地利用型農業の担い手や梨を中心とした果樹の担い手農家が育成されていない現状にあります。

なかでも土地利用型農業の担い手の多くは、規模拡大に限界が来ており、今後これら担い手の高齢化等により不耕作地の急激な増加が予想され、土地利用型農業の担い手は確実に不足すると考えられますので、土地利用型農業の新規参入促進については、重点的な取組が必要と考えます。

特に米（稲作）については、令和の米騒動が起きたように喫緊の課題と言えます。

⑦ スマート農業の一層の推進

ロボット技術やICTを活用し、農作業の効率化や精密化を実現するいわゆる「スマート農業」をさらに推し進めるには、高額な初期費用の負担軽減と技術・データの活用支援が必要となります。大型農家だけでなく、集落営農組織や中小規模農家でも導入しやすい補助制度の拡充や、農業者がデータを分析・活用するための人材育成・研修機会の提供が重要です。

生産現場における省力化、軽労化や労働力確保・技術継承に向けて、スマート農業の導入をさらに推進していただくようお願いします。

⑧ 所有者不明農地対策

相続登記の義務化に伴い、相続すべきかどうかの判断が早まったためか、皮肉にも相続放棄に向かう判断をされる農地が増える傾向にあり、耕作の事業に従事する者が無いまま、耕作されない農地が増える結果を招いています。

これら耕作放棄された農地を今後、効率的かつ効果的に利用できるよう農地法及び関連法の見直しについて、国に働きかけをお願いします。